



# 一回 想 十 年 佐 藤 達 夫

わが国の現行憲法の草案で、地方自治の章の起草を分担され、その後法制局長官になられ、現在、国会図書館の専門調査員として活躍している佐藤達夫氏が、特別区政十周年記念号の本誌のために、その十年をかえりみて、お忙しい中をやさやさ寄せられた回想

早いもので、この五月、区制十周年を迎える。

そういえば、今年は、地方自治法十周年、憲法施行十周年に当ることにもなる。

いま、この十年を顧みて思い出は多い。ことにわたしは、当時の法制当局者として、憲法、地方自治法等々の法典の制定に関与した立ち場から、いつそう感慨のふかいものがある。

明治憲法に、地方自治に関する規定のなかつたことは周知のとおりである。終戦後、憲法改正が問題になって、各政党や学者たちがいろいろ改正私案を発表し、政府もまた、松本国務大臣を主任として調査会を設け草案を練つたのであつたが、そのいすれにおいて

も、未発表の佐々木博士案を除き、やはり、地方自治に関する規定はその片鱗すらうかがえなかつた。

そこに、昭和二十一年二月のマッカーサー草案の提示ということがあつて、これに基いて草案を起草せよという命令があり、憲法改正作業は出なおしとなつたわけだが、このマッカーサー草案において、はじめて地方自治に関する規定がみられたわけである。

現在の憲法が大体このマッカーサー草案を踏襲したものであることは、いまでは公知の事実だが、しかしそれが単なる翻訳ではないことはいうまでもない。たとえば地方自治に関する章にしたところで、マッカーサー草案は次のような三条文から成りつていた。  
第八十六条 府県知事、市長、町長、徵稅權ヲ有スル其ノ他ノ一切ノ下級自治体及法人ノ行政長、府県議会及地方議会ノ議員並ニ國会ノ定ムル其ノ他ノ府県及地方役員ハ夫レ夫レ其ノ社会内ニ於テ直接受普選奉ニ依リ選舉セラルヘシ

第八十七条 首都地方、市及町ノ住民ハ彼等ノ財産、事務及政治調査会を設け草案を練つたのであつたが、そのいすれにおいて

ヲ處理シ並ニ国会ノ制定スル法律ノ範囲内ニ於テ彼等自身ノ憲章ヲ

作成スル権利ヲ奪ハルコト無カルヘシ

第八十八条 国会ハ一般法律ノ適用セラレ得ル首都地方、市又ハ町ニ適用セラレルヘキ地方的又ハ特別ノ法律ヲ通過スカラズ但シ右社会ノ選挙民ノ大多数ノ受諾ヲ条件トスルトキハ此ノ限ニ在ラス（当時の外務省訳による）

こういうわけでいまの憲法第八章とくらべてみると、形はだいぶん違つてゐる。

このマッカーサー草案を手本にして日本案の起草作業は当時の松本烝治国務大臣と私とで手わけして、極秘のうちになされたのであつたが、この地方自治の章は、わたしが分担したところであつた。で、まず筆をおろすについて考えたことは、マ草案では、府県、市、町あるいは首都地方（英文で *Metropolitan area* となつて）、たが、それはおそらく、都を指したものであらう）と、いうように地方団体の種類を憲法に列挙しているが、ここまで憲法で固定してしまるのは窮屈ではないかということ、及び、せつかく地方自治の章をおくなれば、その章のはじめに、総則的の条文を設けた方がよくはないかということであった。

そこで府県、市町などという列挙をやめて「地方公共団体」といふことに改め、第八章のはじめに、いまの憲法にある「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」という意味の条文を設けることにしたのであつた。

かくして、われわれの作った草案は、司令部に提出され、そこでお手本のマ草案と一条ずつ引きくらべながら逐条審査を受け、なぜこれを改めたか、これはこうしてもらいたい、などと一字一句追及

されたのであつたが、この第八章に関する部分は、さいわいに大きな変更も加えられずに通過し、その後議会の審議でもあまり議論されず原案のままで成立したのであつた。

昨今、この憲法について、占領憲法だと、押しつけ憲法とか、いろいろな批判はあるが、事実それにもがいないとしても、とにかくこの憲法において、地方自治の保障に関する一章が設けられたということの意義はまことに大きいと思つてゐる。

新憲法の成立にともなつて、地方自治法が制定された。

地方自治法は、旧憲法下における東京都制、道府県制、市制及び町村制に代るものとして、これらの全部を一本にまとめたものであるが、これは、当時の内務省地方局長であり、現在防衛庁の統合幕僚会議議長の要職にある林敬三君や、その下にいた現在の自治庁次長鈴木俊一君などが主として立案したものであり、司令部との接衝や議会での説明にも大体これらの人たちが当つてくれたので、わたし自身は、憲法の場合ほどには苦労していない。

自治法十年の流れのうちで、私の記憶に最も大きく残つているのは、例の昭和二七年の自治法改正による区長公選制の廃止であったといえよう。

これについては、政治的な根本問題のほかに、従来、区が憲法の「地方公共団体」なみに扱われていた関係上、その長の公選制を廢止することは、憲法第九十三条の「地方公共団体の長……はその地方公共団体の住民が、直接これを選舉する。」に違反するのではないか、という憲法論があつた。当時わたしは、法務府の法制意見長官（妙な職名だが、これも占領政策の副産物であった）の職があつたが、参議院でもそういった憲法解釈上の質問があつて、わたしが答

弁させられたことを覚えている。

このときの改正は、従来、特別区がその権能において市町村と同じに扱われていたのを改めて、「特別区は、左に掲げる公共事務及び行政事務で、國又は都に属しないものを処理する」ものとし、その権限を法律に列挙された範囲のものに限定するとともに、その長の公選制を廢止しようというのであつた。むろん、これは区の自治体としての性格を否定するものではないが、憲法解説論としては、この改正によつて区の機能が限定される結果、憲法にいう地方公共団体としての性格を失うことになる。

したがつて「地方公共団体の長は、住民が直接選舉する。」といふ条文のワク外に出るから、その長を任命制にしても憲法違反の問題を生じないという理屈だつたわけである。

当時、この自治法改正の問題は、各区の関係者に深刻な衝撃を与えたらしく、千代田区長の村瀬清さんが、部厚な説明書を持って、わたしのところに反対陳情に来られたのを覚えてる。区の立場からすれば、これに反対されるのも無理のないことであり、わたしは村瀬さんの切々たる訴えを聞きながら、心中ひそかに同情の念を感じなかつたのであつた。

\*  
さて、そのような思い出をたどつてゐるうちに、自然、頭に浮んでくることは、特別区の今後のあり方ということである。住民に身近かな公共事務は、住民がみずからこれを自主的に処理するというのが地方自治の本旨である以上、都政においてわれわれの最も身近かにある特別区の存在意義はまことに大きいといわなければ、われわれの税金によってどのような予算が組まれ、それがどのように

存在意義を完うするについては、その住民との精神的なつながりが何よりも大切な基礎的条件ではないか—ということである。

われわれのよく耳にすることは、東京は、全国各地から出てきた人の寄り合い世帯であり、一種の殖民地であるということである。

ここに区の場合については、いわゆる区民意識の欠除ということがしばしば指摘されるところであり、例の昭和二七年の区制改革の際にも、その理由の一つとして、区については市町村の場合におけるような住民の地縁的な共同意識が極めて乏しい、ということがあげられていた。

この現実は、大都市としては、ある程度やむを得ないことにちがいない。しかし、それを当然の宿命としてあきらめてしまつていいくことであるのか、どうか、これこそは区の将来のあり方を左右する重大なポイントであるように思はれてならないのである。われわれの居住する区は、われわれの区であり、その行政は、われわれ自らの区政であるという意識が、住民の心から失われてしまえば、区の自治といつても、それは制度上の形骸のみに止まり、あげくのはては、行政区への方向に拍車をかけることになりはしないか—ということを恐れる。

この区民としての自覚ということについては、むろんわれわれ住民の反省が第一である。しかし、卒直にいつて、われわれは区政については、まったくつんぼ桂敷におかれているといつていい。区議会議員の選挙に投票はしても、あるいは区民税を納めても、その区議会なるものがいつ開かれ、どんな審議をしているのやら、またわれわれの税金によってどのような予算が組まれ、それがどのよう

## 區政四方山ばなし



声義治  
夢朝哲  
川田瓶  
徳代二

(順不同・敬部略)

(区長会会長)  
(〃副会長)  
出席者

徳川 やあ区長さん、こん日は。しばらくでした。  
だいぶ前に一度お目にかかつたと思いますが……。

代田 そうでしたね。あれは、いつごろでしたつけかね……。

二瓶 徳川さんも、お元気のようですね。

徳川 いや、どうも……。  
白髪ながら、六十二才とは思えぬ元氣な徳川夢声氏  
今日は、七〇〇万区民の代表として、大田、江東の両区長に、区政について、あれこれ訊き及んだ次第。

時一三月二十日。

(前頁より続く)

に利用されているのやら、よほど手づるでもない限りそれを知るすべはない、というのがいつわらざる実情なのである。

この現実は、区民はもちろんが、区政当局者、一般有識者、報道機関をも含むすべての人々にとって、あらためて直視される必要がある。

区政十年を顧みて、その諸施設の面で飛躍的な向上が見られることは、まことに御同慶の至りである。その間ににおける各区当局者の苦心に対しても深甚なる敬意を表さざるを得ないが、今後さらに望まれることは、これら施設面での発展とともに、さきに述べたような趣旨に基き、P・Rその他あらゆる手段を通じて、常時、区民との精神的交流をはかり、住民の区政に対する認識を一層深からしめるように努力していただきたいということである。